

「米国ヘルスケア法」による主な制度変更

制度変更	概要
保険未加入者に対する罰金の撤廃	現行制度では、保険に加入するか、加入しない場合は罰金を支払うことをほぼ全ての個人に義務付けている。法案は、罰金額をゼロとすることで、事実上、保険の加入義務を撤廃する内容。なお、同規定は2016年から遡及（そきゅう）適用されるため、2016年の罰金については支払い義務が生じない。
保険未加入の雇用者に対する罰金の撤廃	現行制度では、一定規模以上の雇用主に対して従業員への医療保険の提供を義務付けている。法案は、罰金額をゼロとすることで、事実上、保険の加入義務を撤廃する内容。なお、同規定は2016年から遡及適用されるため、2016年の罰金については支払い義務が生じない。
高額医療保険プラン（キャデラックプラン）への課税の延期	現行制度では、雇用者が提供する高額医療保険について40%の消費税を2020年から課すこととなっている。法案は、同規定の適用を2025年以降に延期する。
雇用主や政府による保険が付与されない人々に対する税額控除の導入	・雇用主や政府プログラムにより保険が付与されない人々に対して、年齢に応じた税額控除を提供（29歳以下：2,000ドル、30～39歳：2,500ドル、40～49歳：3,000ドル、50～59歳：3,500ドル、60歳以上：4,000ドル） ・年収7万5,000ドル以上の個人については、7万5,000ドルを超える金額について、1,000ドルごとに税額控除から100ドル減額。
医療機器に対する売上税の撤廃	オバマケアにより課された医療機器の販売にかかる売上税（2.3%）を2018年から撤廃。（※2018年まで停止中）
処方薬に対する手数料の撤廃	現行制度ではブランド医薬品メーカーに対して年間の売り上げに応じた手数料の支払いを課している。法案は、同規定を2018年から撤廃。
医療保険に対する手数料の撤廃	現行制度では、保険会社に対して市場シェアに応じた手数料の支払いを課している。法案は、同規定を2018年から撤廃。
その他	・メディケア（高齢者医療保険）付加税の高所得者向け追加課税の撤廃（2018年以降）。 ・州民のニーズを反映したプログラムを州政府が柔軟に構築するための基金の設立。 ・中小企業向け税額控除を撤廃（2020年以降）。2018年から2020年までの間においても、妊娠中絶を保険対象とした保険プランには税額控除を使用できない。 ・市販薬（OTC医薬品）の購入費を、医療貯蓄口座の控除対象である医療費と認めない措置を撤廃。 ・医療貯蓄口座の拡大。 ・メディケイド（低所得者向け医療保険）の予算を登録者にに基づき各州に割り当て（Per-capita allotment）。

（出所）下院歳入委員会および下院エネルギー・商業委員会資料を基に作成